

子どもたちが安全に安心して インターネットを利用するために

ネットにつながる機器は**危険**がいっぱい!!

『ネットいじめ』から子どもを守るために

「ネットいじめ」の多くはSNSを介したものです。自分の名前を隠したり偽ったりして書き込みを行うこともできることから、誹謗中傷の手段としてSNSが使用されています。過去にネットいじめの事件を起こした加害者も「自分が書き込んだとは、バレない」と考えていました。また、ネット上では、相手の顔が見えないので軽い気持ちで安易にひどい内容を書き込んでしまったり、傷つけるつもりがなくても、書き込む言葉により、相手に誤解を与えてしまう場合もあります。いつも以上に言われた相手の立場に立って、思いやりを持って、言葉を選ぶ必要があります。

○「ネットいじめ」を防止するために私たちが出来ること

- インターネット端末のメディア特性等をしっかり学び、理解を深めましょう。
- 子どもたちがどのようにインターネット利用しているか十分に把握することが重要です。
- スマホ・モバイル機器の必要性・危険性についてしっかりと話し合い、必要がない限り持たせないようにしましょう。持たせる場合は、家庭内でのルールをつくり、徹底することが必要です。特に、子どものインターネット端末には、フィルタリングを必ず設定しましょう。
- 『ネットいじめ』に関して、子どもが発する危険信号に十分留意しましょう。またいじめの未然防止・早期発見のために、学校や地域の方々々と連携しつつ、ネット上の巡回・閲覧活動に協力していくことも考えられます。



ハマリ過ぎに注意!

それってネット依存かも

友達と常につながりたいと思うあまり、ラインなどによるメールの送受信の時間や回数が増え、スマホを手放せなくなります。またオンラインゲームを1日に何時間もやっていたり、有害サイトを長時間閲覧したりする子どもいます。

★依存にならないためには、インターネット利用のルールをつくって、守りながら使うなど日ごろから「予防」を心がけ規則正しい生活を送ることが大切です。子どもたちの時間の使い方について家庭で話し合ってみましょう。

気軽な気持ちが招く大きなリスク! 無料ゲームで高額請求

無料ゲームでも「有料アイテム」を次々購入して、高額になることもあります。

★アプリのインストールは保護者が行くクレジットカードは登録しないようにしましょう。また、サービスを利用するときは、保護者が判断したうえで許可しましょう。

楽しいSNSにひそむ危険…

SNSのトラブルや危険性

『個人情報の流出』の危険性

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載したために、嫌がらせを受けるなどの被害が発生しています。

『安易な書き込みによるトラブル』の危険性

友達の興味関心をひくために非常識な写真を安易に投稿する事例も発生しています。また、ネット上に掲載された情報が将来に影響を及ぼすことも予想されます。

『悪意のある大人とつながる』危険性

出会い系サイトを介した性的被害や、コミュニティサイトを通じた誘い出しによる被害があとを絶ちません。

★怪しいメール等は削除・無視させ、しつこいときは保護者が対応しましょう。また、ネットで知り合った人に個人情報を教えない・会わないことを徹底しましょう。

★ネット上に拡散した写真等は消せないこと、他人のプライバシーや肖像権等を守ることを確認しましょう。

やむをえず子どもにスマホ・モバイル機器を持たせるなら 家庭でのルールをつくり、守らせましょう!

ポイント 1 スマホ・モバイル機器の危険性や正しい使い方を具体的に教えましょう

- ▶ 大人も子どももルールやマナーを守ります
⇒ 食事中は使いません。お風呂やトイレに持って入りません。寝ている間は電源を切ります。…など。
- ▶ いじめはしません、見逃しません
⇒ 人の悪口を書き込みません。いじめは絶対にさせません、見逃しません。
- ▶ ネットで知り合った人とは会いません
⇒ ネットで知り合った人とは会いません。写真や個人情報を送ることもしません。
- ▶ お金に関することは大人に相談します
⇒ 自分勝手にネットでものを買いません。個人情報を書き込みません。トラブルは必ず相談します。



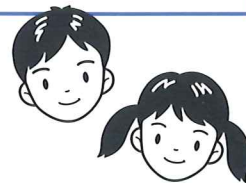
ポイント 2 大人の責任で、ネットへのアクセス制限をしましょう

- ▶ 見たくなくても、有害なサイトにつながる可能性があります。「フィルタリング」や「ペアレンタルコントロール」は保護者の努めです。
- ▶ 保護者はフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合、理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。(いしかわ子ども総合条例)
- ▶ ケータイゲーム機、音楽プレーヤーもネットにつながります。必要のない機能はオフにしておきましょう。

ポイント 3 使い方のルールをつくりましょう

親子で話し合っただけでルールを決め、親子でいっしょに実践しましょう。

- ▶ ルール作りの必要性を伝えましょう。
- ▶ 一方的なルールにならないように、必ず子どもと話し合いながら決めましょう。
- ▶ ルールを決めて終わりではなく、きちんと守っているか、ときどき確かめましょう。



正しい判断ができるまでは

石川県

平成22年1月施行

「いしかわ子ども総合条例」

携帯電話の利用制限について

保護者は、青少年の年齢、発達段階等を考慮し、適切な対応に努め、特に、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的の場合を除き、**携帯電話を持たせない**よう努めるものとします。

フィルタリングの徹底について (略)

石川県PTA連合会

平成21年1月

「携帯電話・インターネットに関する宣言文」

- 1 石川県PTA連合会として、原則、小中学生には**携帯電話を持たせない**。
- 2 やむを得ず持たせる場合は、フィルタリングを必ず付けたうえで、保護者の責任と管理の下、子どもとの間で利用の取り決めをする。
- 3 保護者と子どもに携帯電話・インターネットについての認識を高めるために、各地区で啓発活動を促進する。

困ったことがあったら

相談窓口

- ◆ ネット上の犯罪行為を発見したり、犯罪に巻き込まれたりした場合

石川県警察本部相談ダイヤル

#9110

- ◆ ネット上のいじめにあった場合

24時間子供SOS相談テレホン

076-298-1699

- ◆ ワンクリックの不当請求や架空請求を受けた場合

石川県消費生活支援センター

076-267-6110

参考資料 「親子のホットネット大作戦」(石川県教育委員会発行)



石川県PTA連合会

〒920-0918 金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館内201号室
TEL(076)261-3887 / FAX(076)261-7811
<http://w2223.nsk.ne.jp/ishi-pta/>

平成29年